

**別紙1****サービス管理責任者について**

サービス管理責任者の要件等については、厚生労働省告示第544号において指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等として定めた。詳細については当該告示を参照されたい。

イ サービス管理責任者は、(1)から(6)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める要件を満たす者とする。

(1) 生活介護又は療養介護 (一)及び(二)に掲げる要件を満たす者であること。

(一) a及びbの期間が通算して五年以上である者、cの期間が通算して10年以上である者並びにaからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

a から までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

地域生活支援事業、法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児相談支援事業、法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

児童相談所、身体障害者更生相談所、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、生活保護法に基づく救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生

活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、dに掲げる資格を有する者並びに から までに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。）

- b から までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者

盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

- c bの から までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

- d 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

(二) 介護に関する分野のサービス管理責任者研修（指定障害福祉サービスサービス管理責任者

等の質の確保に関する知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、a又はbのいずれかの要件を満たしていること。

a 相談支援従事者初任者研修(講義部分)(別表2以上の内容のもの)を修了していること。

b 平成18年10月1日以前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長が行った相談支援の業務に関する研修(相談支援事業従事者基準別表第二に定める科目のうち、障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義の科目を除いたもの以上の研修に限る。)を修了し、かつ平成18年10月1日以前又は平成18年10月1日以後に当該科目の講義を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下「障害者ケアマネジメント研修修了者」という。)であること。

## (2) 児童デイサービス

(一) 及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。

(二) 児童に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

## (3) 共同生活介護、自立訓練(生活訓練)、共同生活援助

(一) 及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。

(二) 知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

## (4) 自立訓練(機能訓練)

(一) 及び(二)の要件を満たす者であること。

(一) 実務経験者であること。

(二) 身体障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧

障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

- (5) 就労移行支援、就労継続支援A型（規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。）

（一）及び（二）の要件を満たす者であること。

（一） 実務経験者であること。

（二） 就労に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者のうち、相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者のいずれかに該当する者であること。

- (6) 施設入所支援

指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される施設入所支援以外の施設障害福祉サービスのいずれかに係るサービス管理責任者であること。

ロ 多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該多機能型事業所において行う事業の開始の日から起算して3年間は、当該多機能型事業所において提供される障害福祉サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該多機能型事業所において提供されるすべての障害福祉サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしているものとみなす。

ハ 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等又は障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者については、イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設の開設の日（のぞみの園が設置する施設にあっては、平成18年10月1日）から起算して三年間は、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される昼間実施サービスのうちいずれかに係るサービス管理責任者の要件を満たしている場合には、当該指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供されるすべての昼間実施サービスに係るサービス管理責任者の要件を満たしている者とみなす。

ニ 適用日から平成21年3月31日までの間は、実務経験者については、イ(1)(二)、(2)(二)、(3)(二)、(4)(二)及び(5)(二)の要件を満たしているものとみなす。

ホ 平成18年10月1日において現に存する指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所又は指定共同生活援助事業所が、平成18年10月1日以後引き続き指定児童デイサービス、基準該当児童デイサービス、指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの

事業に係る指定児童デイサービス事業所、基準該当児童デイサービス事業所、指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所であって、実務経験者を確保することができないものについては、イの規定にかかわらず、イ(1)(一)a から c までの期間が通算して3年以上である者であって、イ(2)(二)又は(3)(二)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。ただし、適用日から平成20年3月31日までの間については、イ(2)(二)又は(3)(二)の規定を満たすことを要しない。

## 別表第一

区分	科目	時間数	備考
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6	
演習	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3	介護の分野、児童の分野、知的障害者又は精神障害者の地域移行の分野、身体障害者の地域移行の分野、就労の分野(以下「分野」と総称する。)別に行うこと
	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10	分野別に行うこと。
合計		19	

## 別表第二

区分	科目	時間数
講義	障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義	6.5
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2
	障害者の地域支援に関する講義	3
合計		11.5